

GAP Japan 2017
日本のGAPの今が分かる

フードチェーンとGAP・HACCP

2017年9月26日

東京大学大学院農学生命科学研究科
中嶋 康博

1

規格・認証等戦略に関する提言
—農林水産業骨太方針実行PT(平成29年5月19日)—

	第1期 2017年～2020年 (東京オリンピック・パラリンピック競技大会まで)	第2期 2021年～2030年
GAP をする	<p>[目標]生産現場が変わる [KPI]平成30年度中に、各県内のGAP指導体制における指導員数が全国で1,000人以上育成確保</p> <p>・都道府県等のGAPは、オリパラ調達基準を満たす農林水産省ガイドライン準拠に統一</p>	<p>[目標]<国際標準に達する取組が浸透> ・ほぼ全ての国内の産地で国際水準のGAPを実施</p> <p>・農林水産省ガイドラインを国際水準レベルに改訂し推進 都道府県等のGAPは発展的解消</p>
GAP 認証をとる	<p>[目標]東京オリンピック・パラリンピック競技大会に必要な食材量を余裕を持って十分に供給 [KPI]・平成31年度末までに現状の3倍以上の認証所得 ・日本発GAP認証の仕組みが国際承認を得る(GLOBALG.A.P.と同等の使い)</p>	<p>[目標]<フードチェーンが変わる> ・日本発GAP認証がアジアで主流の認証の仕組み(デファクトスタンダード)となる</p>

2

未来投資戦略 2017

第2 具体的施策/ Ⅲ 地域経済好循環システムの構築/ 2. 攻めの農林水産業の展開/ (2) 新たに講ずべき具体的施策

ii) バリューチェーン全体での付加価値の向上

④ 規格・認証、知的財産の戦略的推進

- ✓ 日本産のアピール力を強化するため、**日本農林規格(JAS)**を戦略的に制定・活用するとともに、その国際規格化を進める。
 - ✓ **地理的表示(GI)**の登録を進めるとともに、諸外国とのGI 相互保護手続きを活用し、我が国の高品質な農林水産品の海外でのブランド価値を保護する。また、ブランド化に向けた地域の取組を推進する。
 - ✓ 国産農林水産物の輸出増や国内での販路拡大に向けて、**2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会**も契機として、生産現場における**国際水準のGAP**(農業生産工程管理)の実施及び認証取得の拡大、**有機農業等の持続可能な農業の普及・拡大**、**HACCP**(食品製造等に関する危害要因を分析し、特に重要な工程を監視・記録するシステム)に基づく衛生管理の制度化及び森林認証材の普及を推進するとともに、日本発のGAP 認証、HACCP をベースとした食品安全管理規格認証及び水産エコラベル認証の仕組みに関し、普及及び国際承認に向けた民間団体の取組や、国際標準の議論に参画できる人材育成体制整備を促進する。
 - ✓ 優良な植物品種の開発と海外における品種登録を促進し、日本産農産物の国際競争力を強化する
- iii) 輸出の促進
- ✓ 「農林水産業の輸出力強化戦略」(平成28年5月19日農林水産業・地域の活力創造本部取りまとめ)及び「**農林水産物輸出インフラ整備プログラム**」(平成28年11月29日農林水産業・地域の活力創造本部決定)に基づき、輸出促進の取組を着実に実行する。
 - ✓ **日本食品海外プロモーションセンター(JFOODO)**を核として、綿密な需要把握、日本食文化と一体となったブランディング・プロモーション、継続的な商流確立に向けた販売支援等を行う。また、インバウンド観光施策と一体で、お土産等の市場開拓を推進する。

農業者の視点で、規格・認証・知財を どう活用するか

- 基礎的な取組体制の構築とそのアピール
 - 食品安全、環境配慮、労働安全、人権保護等の基礎的な取組の「見える化」【GAP・HACCP】
- 付加価値のアピール
 - 品質等の良さ、強みの「見える化」【JAS】
 - 偽物、模倣を排除し、ブランドを独占【GI】

キーワードは規格・標準化・認証

- 互換性と標準化
- ウィリアム・セラーズのネジ規格
- フレデリック・テイラー「科学的管理法」(テイラー主義)
- ノーマン・ハリマン「標準と標準化」(製品・作業・試験法)
 - 測定、定数、品質、性能、実用上(安全基準)の標準化
- 技術システムの構築と標準化
 - 例. 航空機および運航システム
- 国際標準化機構(ISO)、WTO・TBT協定
 - 認証制度(規格・基準の適合性第三者評価)の国際化
- 標準規格を認定する方法についての標準化(メタ認証)
 - EUのニュー・アプローチ指令
 - Global Food Safety Initiative(GFSI)

参考:橋本毅彦著『「ものづくり」の科学史—世界を変えた《標準革命》—』

なぜ認証が必要か？

- 分業の進展
 - 垂直的な分業の複雑化
- 取引の拡大
 - グローバル化の進行
- 品質保証の高度化
 - 品質要素の多様化
 - 工程管理と適合性評価
 - リスクマネジメント

進む構造変化

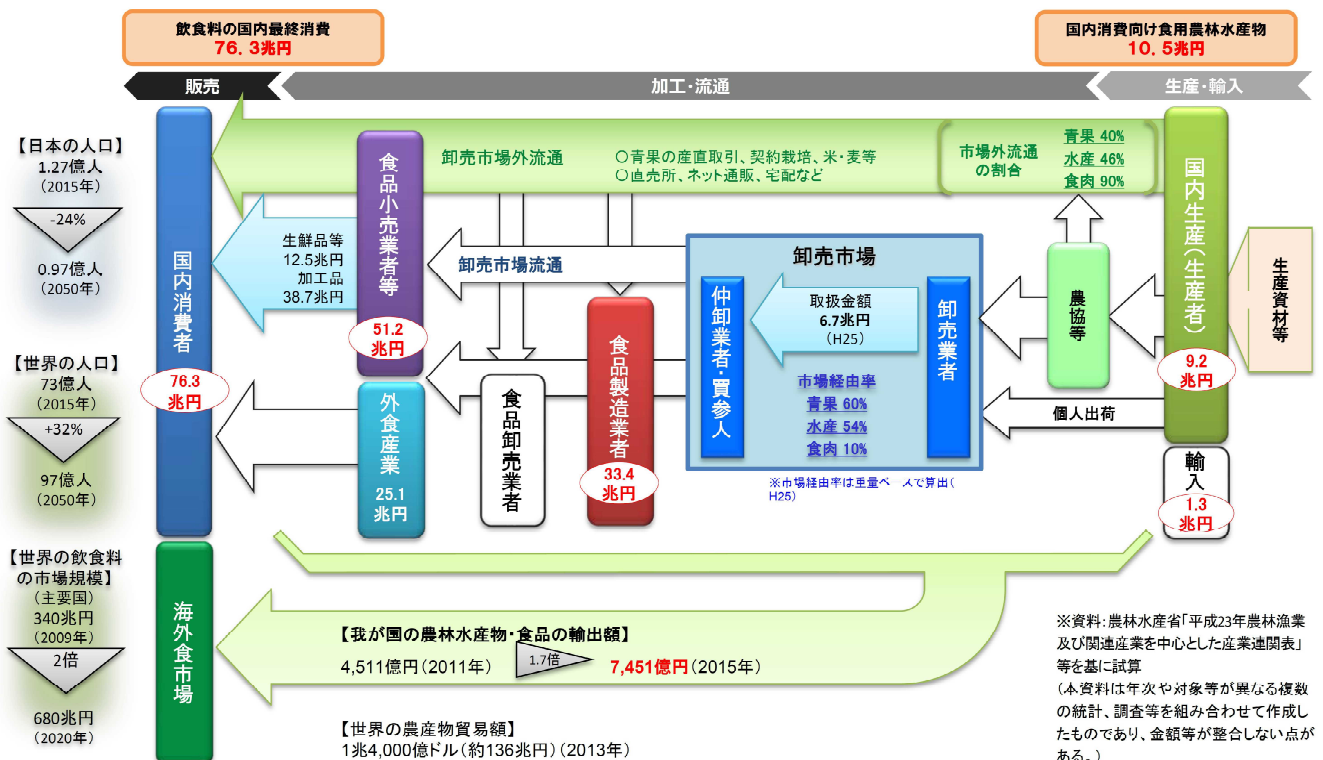
- 加工・流通はどのように変わってきたか？
 - 加工品・調理品・外食の拡大
 - 分業の進展：生産工程の細分化
 - 流通技術の進歩：コールドチェーン・ピッキング・トレーサビリティ
 - 品質管理

※変化する体系にあわせた対応の必要性

- 農業自身も変わる
 - 規模拡大
 - 分業の進展：生産工程の細分化
 - 品質管理

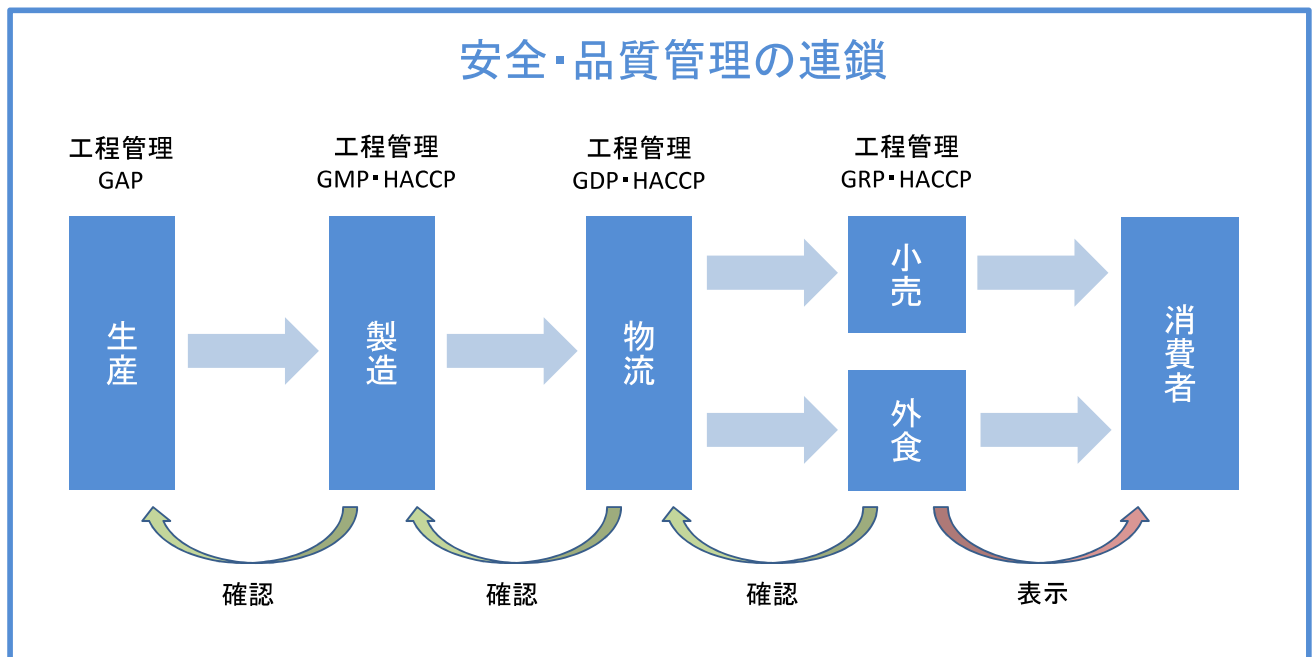
7

農林水産物・食品の流通・加工構造



8

安全・品質基準の適合性評価と工程管理



究極の目標:チェーン末端(消費者)における安全・品質保証の実現

農業・食品に関する認証制度をめぐる事情

- 食品安全
 - フードチェーンにおける安全(食品安全基本法2003年)
 - HACCP義務化
- マネジメントシステム・PDCAサイクル ※背景には生産工程の細分化
- 輸出戦略
 - 日本再興戦略
 - 知財戦略
 - GFSI
- ESG: 環境(Environment)、社会(Social)、ガバナンス(Governance)
 - 責任投資原則(PRI: Principles for Responsible Investment) 国連2006年
 - 持続可能な開発目標(SDGs: Sustainable Development Goals) 国連2015年
 - 持続可能性に配慮した調達コード: 東京オリパラ組織委員会
 - 共通価値の創造(CSV: Creating Shared Value)

「持続可能性に配慮した調達コード」の概要

- 組織委員会は、持続可能性に関する取組の一つとして、「持続可能性に配慮した調達コード」を策定・運用することとしており、2016年1月に「基本原則」を公表。
- 調達コードにおいては、持続可能性の観点から全ての物品・サービス等に共通して適用する基準や運用方法等を定めるとともに、必要に応じて物品別の個別基準を設定することを検討。

主な項目	内容
適用範囲	組織委員会が調達する全ての物品・サービス及びライセンス商品
調達における持続可能性の原則	組織委員会は、大会に必要な物品・サービス等の調達に当たり、以下の4点を重視する。 ①どのように供給されているのか ③サプライチェーンへの働きかけ ②どこから採り、何をを使って作られているのか ④資源の有効活用
共通事項 持続可能性に関する基準	組織委員会が調達する物品・サービス等に関して、以下の事項をサプライヤー、ライセンス、それらのサプライチェーンに求める。 <全般> 法令遵守 <労働> 児童労働の禁止 等 <環境> 省エネ、3Rの推進 等 <経済> 公正な取引慣行、地域経済の活性化 等 <人権> 差別・ハラスメントの禁止 等
担保方法	調達コードの実効性を確保するための、コミットメント、サプライチェーンへの働きかけ、取組状況の説明、モニタリング、改善措置等について規定
苦情処理システム	調達コードの不遵守に関する苦情等を処理する仕組みを設置
物品別の個別基準	重要な物品・サービス等やその原材料等については個別に調達基準や確認の実施方法等を設定。 <対象> 木材（策定済）、農産物、畜産物、水産物、紙（今後検討）、パーム油（今後検討）

持続可能性に配慮した農産物の調達基準の概要

《農産物》

<要件>

- ① 食材の安全を確保するため、農産物の生産に当たり、日本の関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。
- ② 周辺環境や生態系と調和のとれた農業生産活動を確保するため、農産物の生産に当たり、日本の関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。
- ③ 作業者の労働安全を確保するため、農産物の生産に当たり、日本の関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。

(要件①～③を満たすもの)

ア JGAP Advance、GLOBALG.A.P.、組織委員会が認める認証スキーム

イ 「農業生産工程管理(GAP)の共通基盤に関するガイドライン」に準拠したGAP かつ 都道府県等公的機関による第三者の確認

<推奨される事項>

・有機農業により生産された農産物

・障がい者が主体的に携わって生産された農産物

・世界農業遺産や日本農業遺産など国際機関や各国政府により認定された伝統的な農業を営む地域で生産された農産物

(海外産で、上記要件の①～③の確認が困難な場合)

組織委員会が認める持続可能性に資する取組に基づき生産され、トレーサビリティが確保されているものを優先

<国産を優先的に選択>

(国内農業の振興とそれを通じた農村の多面的な機能の発揮等への貢献を考慮)

(生鮮食品)

加工

(加工食品)

主要な原材料である農産物が本基準を満たすものを、可能な限り優先的に調達

サプライヤー(ケータリング事業者等)

持続可能性に配慮した畜産物の調達基準の概要

《畜産物》

<要件>

- ① **食材の安全を確保**するため、畜産物の生産に当たり、日本の関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。
- ② **環境保全に配慮した畜産物生産活動を確保**するため、畜産物の生産に当たり、日本の関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。
- ③ **作業者の労働安全を確保**するため、畜産物の生産に当たり、日本の関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。
- ④ **快適性に配慮した家畜の飼養管理**のため、畜産物の生産に当たり、アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針に照らして適切な措置が講じられていること。

(要件①～④を満たすもの)

ア **JGAP**、
GLOBALG.A.P.、
組織委員会が認める
認証スキーム

イ **「GAP取得チャレンジシステム」**に則って生産され、第三者により確認を受けていることが示された畜産物

<推奨される事項>

・有機畜産により生産された畜産物	・エコフィードを用いて生産された畜産物	・障がい者が主体的に携わって生産された畜産物
・農場HACCPの下で生産された畜産物	・放牧畜産実践農場で生産された畜産物	

(海外産で、上記要件の①～④の確認が困難な場合)

組織委員会が認める持続可能性に資する取組に基づき生産され、トレーサビリティが確保されているものを優先

<国産を優先的に選択>

(国内畜産業の振興とそれを通じた農村の多面的な機能の発揮等への貢献を考慮)

(生鮮食品)

加工

(加工食品)

主要な原材料である畜産物が本基準を満たすものを、可能な限り優先的に調達

サプライヤー(ケータリング事業者等)

13

農業経営にとってGAP導入の意義

- ・ 生産工程が分業化していくなれば必要
- ・ 「攻めの経営」をするならば必要
 - 規模拡大する
 - 新たな作物・商品形態を提案する
- ※リスクへの対策
- ・ 出荷団体として品質管理水準を統一するならば必要

14